一般廃棄物搬入申請書兼承認書

　　年　　月　　日

湖北広域行政事務センター

　管理者　　　　　　　あて

一般廃棄物をセンターの指定するクリスタルプラザ・クリーンプラント・伊香クリーンプラザへ搬入したいので、湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する規則第４条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者（事業系は事業所名） | 住所:　　　　　　　 | □長浜市□米原市□ |  | 番地 |
| 氏名： |
| 電話番号： |
| ごみの出た場所 | □同上　※上と同じであれば記入不要 |
| 住所:　　　　　　　　 | □長浜市□米原市 |  | 番地 |
| 氏名： |
| 申請者住所とごみの出た場所の住所が異なる理由 | □住所変更中　　□親族のごみの持込□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※ごみの発生場所がわかる書類を持参ください。例　公共料金通知、自宅宛ての郵便物等 |
| ごみの区分と種類 | □家庭系　　　□事業系※クリーンプラントでは事業系ごみの受入は行っていません。 |
| □可燃ごみ　□不燃ごみ　□粗大ごみ　□資源ごみ |
| 搬入場所 | □クリスタルプラザ  |
| □クリーンプラント | ※第４日曜日(12月を除く)と12/29・30の搬入は事前予約（☎0749-74-1300）が必要です。※木之本・余呉・西浅井地域のごみは搬入できません。 |
| □伊香クリーンプラザ | ※木之本・余呉・西浅井地域のごみに限ります。 |
| 搬入車両 | □普通車 □軽自動車 □軽トラック □トラック（　　ｔ車）□その他（　　　　　　　） |
| 車両登録番号： | □滋賀□ |  |
| １ 処理手数料は、湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例第19条に規定する料金とします。２ 個人情報は、当センター一般廃棄物処理業務のみに利用し、それ以外の目的には利用しません。３ ごみの発生場所及び本人確認の為、本人確認資料（家庭系の場合：免許証、健康保険証等/事業系の場合：社員証、名刺等）の提示をお願いします。４ 本人確認ができない場合などは搬入をお断りします。 |

【受付者記入欄】

|  |  |
| --- | --- |
| 本人確認 | □免許証　□保険証　□マイナンバーカード　□社員証　□名刺　□公共料金通知　□郵便物　□その他（　　　　　　　　　　） |
| 承認の可否 | 承認　・　不承認 | 承認者 |  |
| その他 | □長浜□米原 | □家庭□事業所 | □可燃ごみ □剪定枝□不燃ごみ □指定袋□粗大ごみ □資源ごみ |